

第42号議案

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第2条の2を削る。

第8条を第18条とする。

第7条第1項中「第44条の3」を「第75条」に、「以下」を「次項及び第3項において」に改め、「磁気ディスクをもって調製するファイルによる方法その他の」を削り、同条第2項中「第44条の3」を「第75条」に改め、「磁気ディスクをもって調製するファイルによる方法その他の」を削り、同条第3項中「第44条の3」を「第75条」に改め、「電子計算機の映像面における表示その他の」を削り、同条を第17条とする。

第6条中「第44条の2」を「第74条」に改め、同条を第16条とする。

第5条に次の1項を加え、同条を第8条とする。

3 第3条の規定は、第1項の申請書について準用する。

第8条の次に次の7条を加える。

（認定の申請）

第9条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第2項各号に掲げる書類を添付した規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

（公示事項）

第10条 法第49条第2項第5号（法第51条第5項、第62条及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の条例で定める事項については、規則で定めるところによる。

(認定特定非営利活動法人の定款の変更等)

第11条 第5条及び第6条の規定は、法第52条第1項の規定により認定特定非営利活動法人について法第25条第6項及び法第29条の規定を読み替えて適用する場合において、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のもの（次項において「非所轄法人」という。）がこれらの規定による届出又は提出を知事にする場合に適用する。

2 法第52条第2項の規定による非所轄法人の同項に掲げる書類の提出については、規則で定めるところによる。

(役員報酬規程等の提出)

第12条 法第55条第1項及び第2項の規定による書類の提出については、規則で定めるところによる。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第13条 法第56条の規定による閲覧及び謄写については、規則で定めるところによる。

(仮認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第14条 第9条の規定は、法第58条第1項の規定による仮認定を受けようとする場合について準用する。この場合において、第9条中「各号」とあるのは「第2号及び第3号」と読み替えるものとする。

2 第11条第1項の規定は法第62条において準用する法第52条第1項の規定により仮認定特定非営利活動法人について法第25条第6項及び法第29条の規定を読み替えて適用する場合について、第11条第2項の規定は法第62条において準用する法第52条第2項に規定する書類の提出について、第12条の規定は法第62条において準用する法第55条第1項及び第2項の書類の提出について、前条の規定は法第62条において準用する法第56条の規定による閲覧及び謄写について、それぞれ準用する。

(合併の認定の申請)

第15条 法第63条第1項又は第2項の認定を受けようとする認定特定非営利活動

法人又は仮認定特定非営利活動法人は、第 8 条に規定する申請書の提出に併せて、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

第 4 条の見出し中「閲覧」の次に「及び謄写」を加え、同条中「第 29 条第 2 項及び第 44 条第 3 項」を「第 30 条」に改め、「閲覧」の次に「及び謄写」を加え、同条を第 7 条とする。

第 3 条中「第 29 条第 1 項」を「第 29 条」に、「書類」を「事業報告書等」に改め、同条を第 6 条とする。

第 2 条の次に次の 3 条を加える。

(縦覧期間中の補正)

第 3 条 法第 10 条第 3 項の条例で定める軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。

(定款の変更の認証申請)

第 4 条 法第 25 条第 3 項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の申請書について準用する。

(定款の変更の届出)

第 5 条 法第 25 条第 6 項の規定による届出については、規則で定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の改正規定及び附則第 2 項の規定は、同年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条第 2 項の改正規定の施行の日前に特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により知事に提出された当該改正規定による改正前の特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる文書は、当該改正規定による改正後の特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項第 1 号

に掲げる書面とみなす。